

「2024 年度介護保険改正の要点とは？あらためて理解しておこう！」
2024 年度介護保険改正の要点はどれか。適切なものを 3 つ選べ。

- 1 地域包括支援センターの創設
- 2 感染症対策の強化
- 3 業務継続に向けた取組の強化
- 4 高齢者虐待防止の推進
- 5 地域支援事業の創設

1 ×

2024 年度改正の要点ではない。

2 ○

2024 年度改正の要点である。

3 ○

2024 年度改正の要点である。

4 ○

2024 年度改正の要点である。

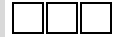
5 ×

2024 年度改正の要点ではない。



☆まとめ・試験にココが出るよ！

○2024 年度介護保険改正の要点はどこか？感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進など。要チェックだ！



「要介護認定の仕組み、流れはどうなっているのか？理解しておこう！」
適切なものを2つ選べ。

- 1 65歳に届く介護保険被保険者証が手元があれば、すぐに介護サービスを利用することができる。
- 2 新規認定の調査について、市町村は居宅介護支援事業者に委託することができる。
- 3 主治医がいない場合は、介護認定審査会が指定する医師が主治医意見書を作成する。
- 4 介護認定の効力は、申請日に遡って有効となる。
- 5 第2号被保険者は、申請時に医療保険被保険者証が必要である。

1 ×

介護認定を受けるためには介護申請をする必要がある。

2 ×

新規の認定調査については、居宅介護支援事業所に委託できない。

3 ×

市町村が指定する医師が作成する。

4 ○

遡及効という。

5 ○

必要である。



☆まとめ・試験にココが出るよ！

・第2号被保険者……医療保険加入が資格要件の1つだったよね。つまり申請時に医療保険証を提示するのは第2号被保険者で、第1号被保険者には資格要件に医療保険加入はないから、その必要はないね。

○認定調査……新規の場合と更新の場合では、調査受諾者が違ったよね。新規の場合は市町村、もしくは指定市町村事務受託法人、更新の場合は居宅介護支援事業所や地域包括支援センターも受諾できる。新規と更新の違い、ここは試験でもしっかり聞かれるから要チェックだね。

○介護認定は、いつから有効なのか、サービスを受けるための要件は？確認しておこう。



「保険給付の種類について理解しておこう！」
適切なものを2つ選べ。

- 1 介護給付と予防給付では、福祉用具購入の種類が異なる。
- 2 地域密着型サービスでは、介護給付と予防給付では対象となるサービスが異なる。
- 3 都道府県独自で設定できるサービスを市町村特別給付という。
- 4 福祉用具には貸与と販売の選択制が導入されている。
- 5 緊急やむを得ない理由により、サービスを受けた時に支給されるサービス費は設定されていない。

1 ×

同じである。

2 ○

異なっている。

3 ×

市町村独自で設定できるサービスである。

4 ○

2024 年度改正により導入された。

5 ×

市町村が支給する特例サービス費が存在する。



☆まとめ・試験にココが出るよ！

○介護給付と予防給付の違い、地域密着型サービスも含めて、おさらいしておこう。

○介護給付、予防給付、市町村特別給付の違いは？確認しておこう。

○2024 年改正による福祉用具の貸与と販売の選択制導入は要チェックだ！

○特例サービス費とは何か？再確認が必要だね。